

(参考)

飼料添加物モネンシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

モネンシンナトリウムは *Streptomyces cinnamonensis* を培養することにより得られるポリエーテル系の抗生物質である。飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、昭和 53 年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。現在、鶏（産卵中の鶏を除く。）（80g 力価/t）、牛（幼齢期、肥育期）（30g 力価/t）を対象とする飼料への使用が認められているが、生後おおむね 3 月以内の牛を対象とする飼料への使用は認められていない。

今回、この飼育期においても飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進に係る効果が得られたことから、生後 3 月以内の牛を対象として、モネンシンナトリウムをほ乳期子牛育成用配合飼料（いわゆる人工乳）（30g 力価/t）へ適用を追加する要望があった。

平成 27 年 3 月 2 日農業資材審議会飼料分科会において、当該物質を離乳後（生後おおむね 1～3 月以内）の牛を対象とするほ乳期子牛育成用配合飼料（30g 力価/t 添加）へ適用を追加することは適当であるとの答申を得たところである。

2. 食品安全委員会における審議経過

①残留基準設定について

平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働大臣から食品安全委員会に対し残留基準設定に係る評価依頼

平成 25 年 2 月 18 日 食品安全委員会から厚生労働大臣に対し「一日摂取許容量を 0.003 mg/kg 体重/日とする」旨回答

②適用拡大について

平成 27 年 3 月 17 日 適用追加に係る要望があったため、農林水産大臣から食品安全委員会に対し評価依頼

3. 改正の概要

飼料添加物モネンシンナトリウムについて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）の基準・規格を改正し、離乳後（生後おおむね 1～3 月以内）の牛を対象とするほ乳期子牛育成用配合飼料（30g 力価/t 添加）への適用を追加する。

4. 追加提出資料

残留試験

5. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の改正等に係る食品健康影響評価の結果の答申を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の手続を進める。